

ご存じですか？

# 高額医療・高額介護合算制度

● **高額医療・高額介護合算制度とは**  
 この制度は、医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度・職場の健康保険など）と介護保険の両方のサービスを利用する世帯の自己負担が、高額になる場合の負担を軽減する制度です。  
 医療保険と介護保険のそれぞれの月額の上限額を適用した後に、年間（毎年8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、年額の「自己負担限度額」（下表）を超えた場合は、申請によって超えた額が支給されます。ただし、食費や居住費、差額ベッド代については合算の対象になりません。

● **支給の対象および申請支給の対象**

医療保険と介護保険の両制度とも自己負担額がある世帯。医療保険ごとに一つの世帯とみなします。住民票で同じ世帯になっていても、加入する医療保険が異なると別世帯として計算されるのでご注意ください。  
 ・ **申請窓口**  
 7月末日現在に加入する各医療保険の窓口まで申請してください。添付書類として「自己負担額証明書」などが必要な場合があります。申請時に各医療保険窓口にご確認ください。

● **勸奨通知**

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方で、計算期間内（令和元年（2019年）8月1日～令和2年（2020年）7月31日）に保険者の変更などがなかった方については、支給対象者の方に申請書などを送付しています。申請書が届いた方は、各庁舎の医療保険窓口へ申請してください。  
 なお、計算期間内に死亡された方や市町村を越えて転居した方、他の医療保険から国民健康保険に加入し

た方などには、勸奨通知が送付されていない場合があります。支給条件に該当すると思われる方は、医療保険の窓口で申請してください。

● **問い合わせ先**  
 ・ 医療保険に関する問い合わせ  
 ／ 住民課（吉備庁舎）  
 ・ 介護保険に関する問い合わせ  
 ／ 長寿支援課（金屋庁舎）

## 年齢や世帯の所得に応じて自己負担限度額が決まります

**【70歳未満の方】国民健康保険または職場の健康保険加入者**

（年額／令和元年（2019年）8月～令和2年（2020年）7月）

所得区分	所得要件	自己負担限度額（年額）
ア	年間所得 901万円超	212万円
イ	年間所得 600万円超 901万円以下	141万円
ウ	年間所得 210万円超 600万円以下	67万円
エ	年間所得 210万円以下	60万円
オ	住民税非課税世帯	34万円

※年間所得とは…総所得金額から基礎控除額を差し引いた額

**【70歳以上 75歳未満の方】国民健康保険または職場の健康保険加入者**  
**【75歳以上の方など】後期高齢者医療制度加入者**

（年額／令和元年（2019年）8月～令和2年（2020年）7月）

所得区分	所得要件	自己負担限度額（年額）
現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690万円以上	212万円
現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380万円以上 690万円未満	141万円
現役並み所得者Ⅰ	課税所得 145万円以上 380万円未満	67万円
一般	「低所得者Ⅰ・Ⅱ」「現役並み所得者」のいずれにも当てはまらない方	56万円
低所得Ⅱ	住民税非課税世帯（低所得Ⅰ以外の方）	31万円
低所得Ⅰ	住民税非課税世帯（世帯全員の所得が0円となる方）	19万円